

【国民健康保険・後期高齢者医療】 7月に資格確認書等を郵送します

名古屋市の国民健康保険及び愛知県後期高齢者医療について、現在お手元にある保険証・資格確認書等が令和7年7月31日に有効期限を迎えます。その期限の前に下記のものを郵送します。
なお、従来の保険証は、令和6年12月2日に新規発行が終了したため、郵送されません。

名古屋市の国民健康保険

マイナ保険証の有無（保有状況）に応じて、以下のいずれかが7月中旬に郵送されます。
（6月送付の国民健康保険料納入通知書の同封リーフレットにも同様のご案内があります。）

郵送物	対象者・使用目的など	
資格情報の お知らせ A4サイズ	対 象 者	マイナ保険証を持っている人
	有効期限	・ 昭和25年8月2日～昭和30年8月1日に生まれた人は、令和8年7月31日(1年間)が有効期限となります。(※) ・ 上記以外の人是有効期限はありません。なお、すでに資格情報のお知らせを持っている場合は、有効期限がないため、更新(郵送)は行いません。
	使用目的	名古屋市国民健康保険の情報を書面で簡易に把握できるようにするため。 (注) 医療機関等を受診するときはマイナ保険証を使用してください。マイナ保険証の読取ができない場合等は、資格情報のお知らせと一緒に提示してください。
資格確認書 折りたたみ式 カードサイズ	対 象 者	・マイナ保険証を持っていない人 マイナナンバーカード自体を持っていない人 マイナナンバーカードを持っているが保険証の利用登録をしていない人 マイナ保険証利用登録の解除申請をした人 ・マイナ保険証での受診等が困難な要配慮者の申請をした人
	有効期限	令和8年7月31日(1年間)(※)
	使用目的	医療機関等の窓口で提示してください。(従来の保険証に代わるものです。)
	そ の 他	昭和25年8月2日～昭和30年8月1日生まれの人が高齢受給者証も同封

※ 令和8年7月31日までに75歳になる人は、その誕生日の前日までが有効期限となります。

なお、新しく届くものは、令和7年8月1日から使えます。令和7年7月31日までは現在お手元にある保険証もしくは資格確認書等を使用してください。

愛知県後期高齢者医療

愛知県後期高齢者医療の加入者には、マイナ保険証の有無(保有状況)に関わらず、7月中旬に資格確認書が郵送されます。(国の決定によるものです。)

資格確認書は、従来の保険証に代わるもの（従来の保険証と同じカードサイズ）です。医療機関等の窓口で提示することで、従来どおり医療を受けることができます。
(マイナ保険証を持っている人は、マイナ保険証で受診することもできます。)

なお、新しく届くものは、令和7年8月1日から使えます。令和7年7月31日までは現在お手元にある保険証もしくは資格確認書を使用してください。

名古屋市の国民健康保険・愛知県後期高齢者医療に関する問合せ先

名古屋市の国民健康保険	愛知県後期高齢者医療
名古屋市国民健康保険コールセンター 052-559-1742 (R7.6.4 ~ R7.8.8の平日)	あいち後期高齢者医療コールセンター 0570-011-558 (年末年始を除いた平日)
マイナ保険証全般に関することは、 国のマイナナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (年末年始を除く)	
各区役所保険年金課又は各支所区民福祉課（保険担当）	